

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

## コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

### 1. 基本的な考え方

当社は、「住友の事業精神の下で、住友精化グループは、化学の分野で世界に通じる独創的な技術を開発し、特色のある質の高い製品を国内外に供給することにより、社会の発展に貢献します。」という企業理念を掲げております。この企業理念のもと、会社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を図るべく、当社では、以下の方針に則って、コーポレート・ガバナンスの強化充実に向けた取組みを行っています。

- ・ 当社は、株主の正当な権利行使に関し、情報提供の充実や権利行使の機会の確保を行い、また、株主の平等性を実現します。
- ・ 当社は、株主をはじめ顧客・従業員・地域社会等のステークホルダーの立場を尊重した企業風土の醸成と、これらとの協働に積極的に取り組みます。
- ・ 当社は、役職員が従うべき行動準則の制定、実践を行い、内部統制システムを適確に運営します。
- ・ 当社は、英文での決算情報の開示やウェブサイトによる適時の情報提供など、適切かつ充実した情報開示を行い、経営の透明性を確保します。
- ・ 当社の取締役会は、株主に対する受託者責任および説明責任を踏まえ、会社の持続的な成長および中長期的な企業価値の向上を促すべく、経営方針および企業戦略を示すとともに、迅速・果敢な意思決定を行います。
- ・ 当社は、会社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に資するように株主と建設的な対話を行い、これに際して当社の経営戦略や経営計画をわかりやすく説明します。

### 【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

当社は、コードの各原則について全て実施します。

### 【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】

#### 【原則1-4 政策保有株式】

当社は、今後の取引関係の維持・強化により、自社の中長期的な企業価値の向上につながると思われる会社の株式を政策的に保有します。有価証券報告書に記載の政策保有株式について、毎年、取締役会で、保有目的が適切か、保有に伴う便益やリスクが資本コストに見合っているかを具体的に精査し、保有の適否を検証し、検証内容について開示を行います。保有の合理性が乏しい株式については、適宜株価の動向などを加味した上で売却を検討するものとします。

政策保有株式の議決権行使に関しては、当該企業の経営方針や取引関係等を踏まえた上で、当社の中長期的な企業価値向上につながるかどうかを考慮し、議決権の行使を行います。

#### 【原則1-7 関連当事者間の取引】

当社は、社則により、当社と役員・主要株主等間の取引に限らず、重要な契約については、取締役会の決議を要するものと定めています。当社役員の利益相反取引については、法令・社則に基づき、取締役会の承認・報告を経ていきます。また、当社役員の他社兼任状況や当社との取引関係の有無を調査し、監査役会に報告することとしています。主要株主等との重要な取引については、事後的に取締役会に報告して検証するとともに、有価証券報告書や計算書類の注記表に記載して開示しています。

#### 【原則2-6 企業年金のアセットオーナーとしての機能発揮】

当社は、企業年金の運用においては、年金運用の目的やプロセスについて十分理解している者を担当として配置し、この担当者に対し継続的に研修等を行うことで、その資質を確保することとしています。また、運用機関に対して、スチュワードシップ活動を行うことを求めるとともに、これに対してモニタリングを行い、その結果などを踏まえ、運用機関や運用ファンドの入れ替えを実施することとしています。これらの取組については、確定給付企業年金運用管理委員会を設置して、監督を実施しています。

#### 【原則3-1 情報開示の充実】

##### (1) 経営計画

当社は、中長期の企業価値向上の実現に向け、ありたい姿や、将来の企業成長に必要な経営基盤や事業戦略等に関する計画についての中期経営計画を策定し、これをホームページ(URLは以下のとおり)で公表しています。

[https://www.sumitomoseika.co.jp/zaimu/ir\\_plan.html](https://www.sumitomoseika.co.jp/zaimu/ir_plan.html)

##### (2) コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

本報告書「1. 基本的な考え方」に記載しておりますので、ご参照下さい。

##### (3) 取締役会が経営陣幹部・取締役の報酬を決定するに当たっての方針と手続

取締役会が取締役及び執行役員の報酬を決定するに当たっての方針と手続は、有価証券報告書、並びに本報告書の「II 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況」の「1. 機関構成・組織運営等に係る事項【取締役報酬関係】」及び「2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)」に開示していますので、ご参照ください。

(4) 取締役会が経営陣幹部の選解任と取締役・監査役候補者の指名を行うに当たっての方針と手続

ア 選任方針・手続

取締役・監査役候補の指名は、その候補者の能力、経験、見識等を踏まえ、役員指名委員会(社長、人事担当取締役および独立社外取締役で構成される任意機関)の助言を受けて、当社の持続的な成長および企業価値向上に貢献できる人材かどうかを考慮して、取締役会で決議します。取締役については、任期を1年にすることで、緊張感を持って経営に取り組むだけでなく、経営環境の変化に柔軟に対応できる体制を構築しています。

イ 解任方針・手続

取締役会は、取締役に不正、不当もしくは背信を疑われる行為があったとき、またはその他取締役として相応しくない事由があった場合は、株主総会へ解任議案の上程を審議し、これを決定します。

(5) 取締役会が経営陣幹部の選解任と取締役・監査役候補者の指名を行う際の、個々の選解任・指名についての説明

取締役会が取締役・監査役候補の指名を行う際は、個々の指名について、「株主総会の招集ご通知」の参考書類において略歴・管掌部署・指名理由を説明します。また、取締役会が取締役の解任議案の提出を行う際も、「株主総会の招集ご通知」の参考書類において、解任理由を説明します。

【補充原則4-1-1 取締役会の役割・責務】

当社取締役会は、法令および定款に定められた事項ならびに重要な業務執行に関する決定については、取締役会の決議事項としています。また、個別の業務執行については、取締役会決議や取締役会規程等の社則により、その決定を経営陣に委ねています。

【原則4-9 独立社外取締役の独立性判断基準】

会社法に定める社外取締役の要件および金融商品取引所が定める独立性基準を満たし、当社の経営に資する優れた能力・経験・見識を所有し、取締役会における率直・活発で建設的な検討への貢献が期待できる人物を、独立社外取締役に選定しています。

【補充原則4-11-1 取締役候補者の指名に関する方針・手続】

当社における取締役は、役員指名委員会の助言を得て、候補者の能力・経験・見識、他の取締役候補者とのバランス、多様性および事業規模を考慮のうえ、取締役会で決議しています。緊張感を持って職務に取り組むために任期を1年とし、また、上限年齢を設けて取締役の入替を促進し、取締役会の議論の活性化を図っています。

【補充原則4-11-2 役員候補者の兼任の状況】

取締役・監査役候補者の指名にあたっては兼任状況を確認し、合理的な範囲にとどまるようにしています。兼任状況につきましては、「株主総会の招集ご通知」にて公表しています。

【補充原則4-11-3 取締役会の実効性評価】

当社は、各取締役および各監査役に対して取締役会の実効性評価に関する自己評価を実施し、これに基づいて実効性評価を行いましたので、その結果の概要を当社ホームページにおいて開示しています。

取締役会の実効性に関する評価結果の概要 : [https://www.sumitomoseika.co.jp/zaimu/ir\\_vision.html](https://www.sumitomoseika.co.jp/zaimu/ir_vision.html)

【補充原則4-14-2 取締役・監査役へのトレーニング】

当社は、取締役・監査役が、それぞれ企業統治において重要な役割・責務を担うことを踏まえて、その法的責任を含めた役割・責務の理解および会社の事業・財務・組織等に関する知識の習得など、必要な研修を会社の費用負担で実施する方針です。

【原則5-1 株主との建設的な対話に関する方針】

(1) 基本方針

当社は、会社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に資するよう、合理的な範囲で株主との建設的な対話を行います。また、株主との対話においては、当社の経営方針や経営状況を分りやすく説明し、株主の理解が得られるよう努めます。

(2) IR体制

当社は、経理・総務担当取締役を、各々役割に応じて、株主との対話の統括者として指定しています。また、株主との充実した対話を行うため、社内関係部署において、必要な情報を共有し、開示資料の作成を共同で行うなど、それぞれの部署の役割や特色を生かして積極的な連携を図っています。

(3) 対話の手段の充実にする取組み

当社では、第2四半期決算・通年決算の公表後、投資家説明会を開催しています。また、機関投資家からの要請を受け、必要に応じて個別の対話を実施しています。これらに加えて、株主の理解を深めるため、当社ホームページ等において、事業戦略や事業環境に関する情報開示を行っています。

(4) 社内への効果的なフィードバック

当社は、株主との対話において把握された意見について、内容を分析の上、経営陣や社内関係各署にフィードバックし、情報を共有しています。

(5) インサイダー情報管理の方策

当社は、対話に際して、インサイダー情報の漏洩に留意し、また、決算発表前の期間はサイレント期間とし、投資家との対話を制限しています。

## 2. 資本構成

外国人株式保有比率

20%以上30%未満

### 【大株主の状況】

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
住友化学株式会社	4,195,600	30.42
JP MORGAN CHASE BANK 385632	707,400	5.13
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	580,300	4.21

株式会社三井住友銀行	560,000	4.06
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	433,200	3.14
三井住友信託銀行株式会社	323,400	2.34
SSBTC CLIENT OMNIBUS ACCOUNT	314,295	2.28
住友生命保険相互会社	310,200	2.25
GOVERNMENT OF NORWAY	260,700	1.89
J. P. MORGAN BANK LUXEMBOURG S. A. 381572	257,600	1.87

支配株主(親会社を除く)の有無	
親会社の有無	なし

補足説明 更新

・上記の大株主の状況は、2020年3月31日現在の状況を記載しております。

・持株比率については、自己株式(180,875株)を控除して算出しております。

・2019年6月20日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書(変更報告書)において、三井住友信託銀行株式会社およびその共同保有者である三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社ならびに日興アセットマネジメント株式会社が2019年6月14日現在で以下の株式を所有している旨が記載されていますが、当社として2020年3月31日時点における実質所有株式数の確認ができないので、上記大株主の状況は株主名簿に基づいて記載しています。

[名称 / 保有株式等の数 / 株券等保有割合]  
三井住友信託株式会社他2社 / 721千株 / 5.16%

・2019年12月18日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書(変更報告書)において、野村アセットマネジメント株式会社が2019年12月13日現在で以下の株式を所有している旨が記載されていますが、当社として2020年3月31日時点における実質所有株式数の確認ができないので、上記大株主の状況には含めていません。

[名称 / 保有株式等の数 / 株券等保有割合]  
野村アセットマネジメント株式会社 / 595千株 / 4.26%

・2020年7月16日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書(変更報告書)において、ティー・ロウ・プライス・ジャパン株式会社が2020年7月9日現在で以下の株式を所有している旨が記載されていますが、当社として2020年8月28日時点における実質所有株式数の確認ができていません。

[名称 / 保有株式等の数 / 株券等保有割合]  
ティー・ロウ・プライス・ジャパン株式会社 / 1,563千株 / 11.19%

・2020年7月22日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書(変更報告書)において、株式会社三井住友銀行および三井住友DSアセットマネジメント株式会社が2020年7月15日現在で以下の株式を所有している旨が記載されていますが、当社として2020年8月28日時点における実質所有株式数の確認ができていません。

[名称 / 保有株式等の数 / 株券等保有割合]  
株式会社三井住友銀行他1社 / 748千株 / 5.35%

### 3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	3月
業種	化学
直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	1000億円以上1兆円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社以上50社未満

### 4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

### 5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与える特別な事情

住友化学株式会社は、当社の発行済株式(自己株式を除く。)の総数に対して30.42%の割合の株式を保有している主要株主ですが、事業を行う上での制約はなく、一定の独立性が確保されています。

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	17名
定款上の取締役の任期	1年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	10名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	2名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係( )												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k		
勝木 保美	公認会計士													
川崎 全司	弁護士													

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
勝木 保美		勝木保美氏は、過去に、当社の現・会計監査人である有限責任あずさ監査法人の業務執行社員でしたが、2010年6月に同監査法人を退職しています。また、同氏は、2009年6月まで、有限責任あずさ監査法人の業務執行社員として当社の会計監査を行っていました。当社が、同監査法人に支払った2019年度の監査報酬は約4,100万円です。	勝木保美氏は、他社の社外監査役として、また、公認会計士としての豊富な専門的知識・経験等を有しており、これを当社の経営にいかせるものと判断し、社外取締役に選任しています。同氏は、過去に有限責任あずさ監査法人の業務執行社員でしたが、2010年6月に同監査法人を退職しており、現在、当社と同氏の間には特別の利害関係はありません。また、同監査法人は相当数の企業の会計監査人を務めており、当社が支払う監査報酬額は、同監査法人の売上と比べて僅少です。以上のことから、同氏が同監査法人から影響を受けることはなく、一般株主との利益相反が生じるおそれはないものと判断しており、独立役員に指定しています。

川崎 全司		川崎全司氏は、企業法務に精通した弁護士としての専門的知識と幅広い見識を有しており、当社の経営にいかせるものと判断し、社外取締役を選任しています。同氏と当社の間には特別の利害関係がないことから、一般株主との利益相反が生じるおそれはないものと判断し、独立役員に指定しています。
-------	--	--

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	あり
----------------------------	----

任意の委員会の設置状況、委員構成、委員長(議長)の属性

	委員会の名称	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	社外有識者(名)	その他(名)	委員長(議長)
指名委員会に相当する任意の委員会	役員指名委員会	4	0	2	2	0	0	社内取締役
報酬委員会に相当する任意の委員会	役員報酬委員会	4	0	2	2	0	0	社内取締役

補足説明

・取締役会の諮問機関として任意機関である役員指名委員会・役員報酬委員会を設置し、社長、人事担当取締役および独立社外取締役2名を委員に任命し、その助言を得ることとしています。なお、委員長は各委員の中から互選で選任されるものです。

・当事業年度における取締役等の報酬に関する審議および決定のための委員会等の活動は次のとおりです。

報酬委員会開催回数 3回

活動内容

- ・役員報酬決定方針改訂に関する審議
- ・固定報酬に関する審議
- ・業績連動報酬に関する審議

指名委員会開催回数 1回

活動内容

- ・取締役、監査役候補の指名および経営陣幹部の選任に関する審議

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の数	5名
監査役の数	3名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

四半期ごとに、会計監査人から監査報告を受けているほか、必要に応じて意見を聴取しています。定期的に内部監査部門(内部監査部)と情報交換を行うほか、当社および当社グループ会社の業務監査実施後、監査報告会に出席してその内容を聴取しています。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の数	2名
社外監査役のうち独立役員に指定されている数	2名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係( )												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
三浦 州夫	弁護士													
岸上 恵子	他の会社の出身者													

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「 」、 「過去」に該当している場合は「 」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「 」、 「過去」に該当している場合は「 」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d 上場会社の親会社の監査役
- e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- m その他

#### 会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
三浦 州夫			三浦州夫氏は、企業法務に精通した弁護士としての専門的知識と幅広い見識を有しており、当社の経営にいかせるものと判断し、社外監査役に選任しています。同氏と当社の間には特別の利害関係がないことから、一般株主との利益相反が生じるおそれはないものと判断し、独立役員に指定しています。
岸上 恵子			岸上恵子氏は、他社の社外監査役として、また、公認会計士としての豊富な専門的知識・経験等を有しており、これを当社の経営にいかせるものと判断し、社外取締役役に選任しています。同氏と当社の間には特別の利害関係がないことから、一般株主との利益相反が生じるおそれはないものと判断し、独立役員に指定しています。

#### 【独立役員関係】

独立役員の数

4名

その他独立役員に関する事項

当社の独立役員の選定基準を充足する人物を指定しています。

#### 【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況

業績連動報酬制度の導入

該当項目に関する補足説明

取締役の賞与は、会社の業績および各人の業績成果に基づいて決定しています。詳細は、後述の(6)取締役報酬関係に記載しています。

ストックオプションの付与対象者

該当項目に関する補足説明

## 【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

有価証券報告書および事業報告において、各期に取締役へ支払った報酬の総額を記載しています。なお、有価証券報告書については、EDINET(金融商品取引法に基づく有価証券報告書等の開示書類に関する電子開示システム)を通じて公衆縦覧に供しています。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

### (1) 役員の報酬の基本方針

取締役および経営陣幹部の報酬は、基本報酬(固定報酬)および賞与(業績連動報酬)で構成されます。ただし業務を執行しない社外等の取締役は、経営の監視・監督の責務を担うことから、基本報酬のみを支給し、賞与は支給しません。なお、当事業年度の経営陣幹部は、すべて取締役を兼務しています。

基本報酬は、会社の持続的成長のインセンティブとなるよう設計しています。

賞与は、中期経営目標達成のインセンティブとなるように、毎事業年度の連結業績を強く反映するものとします。

取締役および経営陣幹部の報酬水準については、当社の事業規模や事業内容等を勘案するとともに、人材の確保・維持等の競争力がある水準とするものとします。

監査役の報酬は、基本報酬のみとし、株主総会の決議によって定められた報酬総額の範囲内において、監査役の協議により決定します。

### (2) 各報酬要素の仕組み

#### 基本報酬

取締役および経営陣幹部の基本報酬は、上記(1)の方針に基づいて、その水準を決定しています。また、取締役および経営陣幹部の基本報酬は、各年単位では固定報酬とする一方、当社のポジションが変動したと判断しうる場合は、報酬水準を変動させるものとしています。ポジションの変動は、「会社の規模」(売上高、時価総額、従業員数)および「収益力」(営業利益、ROE、D/Eレシオ)を基準に判断します。なお、各人の支給額は、取締役および執行役員の兼務の有無、執行役員の役位(社長、専務、常務、役なし等)、および独立の属性の有無に基づいて決定するものとします。

#### 賞与

賞与は、当該事業年度の業績数値が一定額以上となったことを支給要件とし、支給額は賞与算出フォーミュラ(業績指標×係数)に基づいて決定します。賞与算出フォーミュラに係る業績指標は、中期経営目標達成のインセンティブとするため、連結営業利益と金融収支の合算値を適用しています。また、算出フォーミュラの係数は、取締役兼務の有無、および執行役員の役位に応じて設定し、上位の役位ほど大きくなるよう設定しています。なお、当該事業年度における業績指標の実績値は7,800百万円です。

固定報酬(基本報酬)と業績連動報酬(賞与)の割合

中期経営計画(2020年度～2022年度)最終年度の連結業績目標(営業利益)80億円を達成した場合、業務執行を行う取締役および経営陣幹部の報酬に占める賞与構成比が15～20%となるように賞与算出フォーミュラを設計しています。

## 【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外取締役には、必要に応じて、取締役会の決議事項について代表取締役から説明を実施しています。社外監査役に関しては、常勤の監査役から必要な報告がなされています。

## 【代表取締役社長等を退任した者の状況】

元代表取締役社長等である相談役・顧問等の氏名等

氏名	役職・地位	業務内容	勤務形態・条件 (常勤・非常勤、報酬有無等)	社長等退任日	任期

元代表取締役社長等である相談役・顧問等の合計人数

名

その他の事項

相談役の制度はありますが、現在対象者がおりません。

## 2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

### (1) 会社の機関の内容

当社は監査役設置会社です。当社では、コーポレート・ガバナンス体制を強化し、併せて効率的な経営の実現と競争力の強化のため、会社基本方針の策定および戦略の決定ならびに業務執行の監督機能を有する取締役と、業務執行に専念する執行役員を分離する執行役員制度を採用し

ています。また、経営環境の変化に迅速に対応できる経営体制の構築のため、取締役の任期は1年間としています。現在の経営体制は、本報告書提出日現在で取締役10名と執行役員13名(うち取締役兼務者7名)です。

当社の取締役会は10名(うち社外取締役2名)の取締役により、監査役会は3名(うち社外監査役2名)の監査役により構成されています。毎月および必要に応じて開催される取締役会では、経営の執行状況が報告され、経営戦略の決定と各取締役の職務執行の監督を行っています。執行役員は、取締役会が決定した経営戦略に基づき、その委ねられた業務領域における業務執行の責任を負うこととなっています。

取締役の指名・報酬、監査役の指名に関し、任意機関である役員指名委員会および役員報酬委員会を設置し、その助言を得るものとしています。各委員会は、社長、人事担当取締役および独立社外取締役2名で構成されます。

当社では、内部統制システム整備を目的に内部統制委員会を設けています。同委員会はリスクマネジメント、法令遵守(コンプライアンス)およびRC(レスポンシブル・ケア)活動(「無事故・無災害」、「環境保護の推進」および「顧客の安全の確保と満足の向上」の達成を目的とする)を行っているリスク・コンプライアンス委員会およびRC(レスポンシブル・ケア)委員会を統括し、経営の課題に適切に対応できる体制をとり、効率かつ公正な事業活動の実施につとめています。また、また、企業理念の実践により、当社にしかできない価値を創造することで、世界共通の目標であるSDGsの課題に取り組み、持続可能な社会の発展に貢献することを目的にCSR委員会を設けています。

当社グループの経営上の重要事項については、毎月、常勤の取締役が出席する経営会議において審議しています。また、常勤の監査役もこの会議に出席しています。

## (2) 内部統制システムおよび内部監査の整備の状況

### 内部統制システムの整備状況

当社は、住友精化グループ行動憲章を定めて、これを基本方針として、事業活動を行っています。取締役の業務執行に関しては、取締役会のほか、経営会議および役員会議を通じて、また、内部監査部による監査や社内規程の遵守により、効率的な会社経営およびコンプライアンスの実現に務めています。また、監査役の監査に関しても、報告体制の確立、意見交換会の実施や人員体制の確保を通じて、監査役の監査が実効的に行われることを確保しています。

### リスク管理体制の整備状況

当社は、リスク・緊急事態規程に基づき、経営リスクの評価・対策などのリスクマネジメントや重大な事件・事故などの緊急事態に関する体制を整備しています。リスクマネジメントについては、リスク・コンプライアンス委員会およびRC委員会において、当社グループにおけるリスク管理状況の報告を受け、そのレビューを行い、内部統制委員会に報告しています。個別の重要な経営リスクに関しては、経営会議において審議しています。なお、重大な事件・事故などの緊急事態が発生した場合には、緊急事態対策本部を設置して、その対応に当たるものとし、所要の訓練も実施しています。

### 子会社の業務の適正を確保するための体制の整備状況

当社は、関係会社規程により、子会社の管理体制を定めており、子会社の運営管理、指示、指導、援助、事業運営などに関する承認および業務監査を通じて、子会社の業務の適正を確保しています。

## (3) 内部監査および監査役監査の状況

内部監査部(現在8名体制)は、業務監査を主体に行っており、社長および監査役等に適宜報告しています。なお、内部監査部は、現在、スタッフの充実をはかっており、監査役とも連携して、監査役監査の充実に寄与しています。また、内部統制報告書に関しては、会計監査に対し必要な報告を実施しています。

各監査役は、監査役会の定めた業務の分担に従い、取締役会等の重要な会議に出席し、重要な書類を閲覧するなど取締役の職務の執行を監査しています。毎月開催される監査役会では、常勤の監査役からの監査実施状況の報告がなされています。また、常勤の監査役は内部監査部の監査結果を聴取しており、監査役会は各担当取締役と定期的な情報交換を行い、適法性および妥当性の両面から適正な監査がなされています。また、監査役会は、四半期毎に会計監査人から説明を受け、意見交換も適宜行っています。

## (4) 会計監査の状況

当社の会計監査人は、有限責任あずさ監査法人であり、公認会計士の氏名等は次のとおりです。当社と同監査法人とは会社法監査および金融商品取引法に基づく監査契約を締結しています。監査業務はあらかじめ策定した監査日程に基づき行われています。

[公認会計士の氏名、所属する監査法人]

指定有限責任社員	業務執行社員	松本 学	有限責任あずさ監査法人
指定有限責任社員	業務執行社員	北村 圭子	有限責任あずさ監査法人

## (5) 監査役機能強化に向けた取組状況

当社は、独立性の高い社外監査役の確保に向けて、一般株主と利益が相反しないとの観点から候補者を選定する方針です。

当社は、適切な経験・能力および必要な財務・会計・法務に関する知識を有する候補者を選定するよう取り組んでいます。

当社は、監査役職務を補助するため、監査役会事務局の設置を行い、また、監査役の求めに応じて業務執行部門から独立した補助者の設置ならびに財務・会計の専門家を起用できる体制を構築し、監査役機能強化に取り組んでいます。

## 3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社が、監査役会設置会社を採用し、任意の諮問機関として指名・報酬委員会を設置しているのは、次の理由により、適切なコーポレート・ガバナンスの実現が可能であると考えためです。

- ・ 取締役会(総数10名のうち2名が社外取締役)による実効的な経営監督権能の確保
- ・ 監査役会(総数3名のうち2名が社外監査役)による適正な監査権能の確保
- ・ 役員指名委員会(総数4名のうち2名が社外取締役)による透明性のある取締役および監査役の選任
- ・ 役員報酬委員会(総数4名のうち2名が社外取締役)による透明性のある取締役の評価



## 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

### 1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	2020年は法定期日の5営業日前に招集通知を発送しました。 また、招集通知の発送の7日前に、当社ホームページにて公表しました。
集中日を回避した株主総会の設定	2019年は集中日の翌営業日に設定しました。
電磁的方法による議決権の行使	2008年6月開催の第95回定時株主総会から、電磁的方法による議決権行使制度を採用しています。
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	2008年6月開催の第95回定時株主総会から、株式会社「CJ」が運営する機関投資家向け議決権行使プラットフォームへ参加しています。
その他	株主の皆様により理解していただくため、株主総会における事業報告については、グラフや図表を駆使したスライドを用いて説明を行っています。

### 2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	IRポリシーを定め、当社ウェブサイトに掲載しています。 <a href="https://www.sumitomoseika.co.jp/zaimu/ir_vision.html#A03">https://www.sumitomoseika.co.jp/zaimu/ir_vision.html#A03</a>	
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	年2回(半期毎)決算説明会を開催しています。	あり
IR資料のホームページ掲載	招集通知、株主宛報告書、決算短信、有価証券報告書、決算説明会資料等を掲載しています。 掲載HPアドレス <a href="https://www.sumitomoseika.co.jp/zaimu/index.php">https://www.sumitomoseika.co.jp/zaimu/index.php</a>	
IRに関する部署(担当者)の設置	経理企画室で対応しています。	

### 3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	当社グループの取締役および社員の遵守すべき「住友精化グループ行動憲章」を策定し、株主、投資家などのステークホルダーならびに広く社会に対し、会社情報を正確、かつ迅速に開示することとしています。
環境保全活動、CSR活動等の実施	化学製品について、製品の全ライフサイクルを通じての環境保全および製品安全をはかるため、レスポンシブル・ケア活動を実施しています。また、CSR報告書の中でその活動内容をとりまとめ、HP等で公開しています。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	適時開示に関する社内規則を定め、その運用、徹底をはかり、株主・投資家に対しては、投資判断に必要な情報を適時、公正公平にかつ継続して提供し、IR・広報活動の強化・推進に努めています。また、内部者取引管理規程によりインサイダー取引の未然防止を徹底しています。
その他	女性の活躍促進に向けて、仕事と育児の両立を目的とした職場環境の整備や、出産・育児による休暇・休業制度を取得しやすい環境づくりに積極的に取り組んでいます。

## 内部統制システム等に関する事項

### 1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

当社は、グループ企業理念の下で、業務が適正に行われることを確保するため、会社法および会社法施行規則に基づき、以下のとおり体制(内部統制システム)を整備する。

業務執行を行う社長および各担当取締役は、職務に応じて内部統制システムを具体的に整備・運用する責任を負い、内部統制委員会がその状況について定期的にモニタリングを行う。

取締役会は、内部統制システムの整備運用状況の監督と、状況変化に応じて本基本方針を見直すことにより、内部統制システムの実効性の確保と向上を図る。

#### 1. 当社および当社グループの取締役および使用人の職務執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- (1) 当社および当社グループの行動規範を定め、役職員がこれに従った行動をするように徹底する。
- (2) 適正かつ効率的に業務遂行を行うための具体的な手順を定め、これに基づいて職務執行を行う。
- (3) コンプライアンス委員会を設置し、当社および当社グループにおけるコンプライアンスの推進および監督を行う。
- (4) 内部通報制度を設け、コンプライアンス違反またはそのおそれがある行為について、当社および当社グループの役職員が社内外に設置された通報窓口へ直接通報することができる体制および環境を整備する。
- (5) 内部監査を担当する専任部署を設置し、当社および当社グループにおける業務遂行の監査を実施し、問題を発見した場合には改善を行う。
- (6) 反社会的勢力とは取引関係も含めた一切の関係を排除する。

#### 2. 当社の取締役の職務執行に係る情報の保存および管理に関する体制

職務執行に係る情報は、管理規程を定め、この規程および法令に基づき、情報の性質および重要度に応じた保存および管理を行う。

#### 3. 当社および当社グループの損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (1) 当社および当社グループにおける経営上のリスクの抽出、評価、対策を実施する。また、リスク委員会を設置し、当社および当社グループにおけるリスクマネジメントの推進および監督を実施する。
- (2) 当社の経営上のリスクに関する情報を、取締役会等に適切に報告できるように、報告体制を整備する。
- (3) 災害、事故等の緊急事態時の手続きを定めた規程を定めるとともに、緊急事態発生時の被害を最小化できるように訓練等の対策を実施する。

#### 4. 当社および当社グループの取締役の職務執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1) 当社および当社グループの取締役の職務執行が効率的に行われるよう、取締役が統括する各組織の権限および責任を明確に定めた規程を制定し、これに基づいた運営を行う。
- (2) グループ全体の経営情報を容易かつ迅速に把握するため、ITシステムを整備し、経営の効率化を図る。

#### 5. 当社グループの取締役等の職務執行に係る事項の当社への報告に関する体制

当社グループ各社から当社への報告に関する基準および手続きを定めた規程を定め、当該規程に基づき、報告を求める。当社グループ各社における経営上の重要事項については、付議基準を定め、これに基づき、当社取締役会等において審議する。

#### 6. 監査役の補助使用人に関する事項、当該使用人の取締役からの独立性に関する事項および監査役の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

補助使用人の設置およびその独立性の確保のための規程、補助使用人に対する監査役の指示の実効性確保に関する規程を定める。

#### 7. 監査役への報告に関する体制

- (1) 当社および当社グループの取締役および従業員は、監査役から監査に必要な事項について報告を求められた場合または法令により報告が必要な場合は、速やかに、報告を実施する。
- (2) 内部監査担当部が実施する内部監査の計画、実施の経過およびその結果について、監査役に報告する。
- (3) 監査役への報告を行った者について、当該報告をしたことを理由として不利益な取扱いを行わないことを定めた規程を定める。

#### 8. 監査役の職務執行に生ずる費用等の処理に係る方針に関する事項

監査役の職務執行に係る費用について予算措置をとるとともに、適切な範囲内で負担する。

#### 9. その他監査役監査の実効的な実施を確保するための体制

- (1) 監査役は、社内重要会議への出席や、重要会議の議事録、決裁、契約書その他の監査役の監査に必要な情報を閲覧できるものとする。
- (2) 社長と監査役の定期的な意見交換のための会合を行う。

### 2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力および団体とは一切の関係を持たないことを基本方針としています。この基本方針は、社内規則において明確に規定され、当社グループに周知しています。

また、反社会的勢力および団体の不当な要求に対しては、総務担当部門に情報を集約するとともに、警察や顧問弁護士等との緊密な連携により、適切に対応してまいります。

## その他

### 1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

### 2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

〔1〕 内部統制システムを含むコーポレート・ガバナンス体制についての模式図は、別添(1)のとおりです。

〔2〕 適時開示体制の概要

当社の会社情報の適時開示に係る社内体制の状況は、下記のとおりです。

(1) 基本方針

当社は、コンプライアンス(法令遵守)を事業の基本方針としています。社内規程「住友精化グループ行動憲章」では、当社役員および従業員は、国内外の法令、社内規則ならびに社会の規範や倫理を遵守し、社会的良識をもって行動することを宣言しています。

当社では、上記「住友精化グループ行動憲章」を制定、また、リスク・コンプライアンス委員会を設置しています。同委員会は、担当役員および各部門長を委員として構成されており、事務局は総務人事室が務めています。委員会の主な活動は、次のとおりです。

[リスク関係]

- ・リスクの当社経営に及ぼす影響度の定量的評価
- ・リスクの当社経営に及ぼす影響度を踏まえた重要性の評価
- ・リスクの回避策および優先順位の評価
- ・リスク回避策の実施状況の報告
- ・年度リスク対策計画の決定

[コンプライアンス関係]

- ・コンプライアンスの周知徹底
- ・コンプライアンスプログラムの策定および改訂
- ・コンプライアンスプログラムの実施状況の確認
- ・コンプライアンスにおける問題点の抽出、審議および対策案策定
- ・コンプライアンス違反のおそれのある事実の調査実施
- ・年度コンプライアンス計画の決定

「住友精化グループ行動憲章」の下部規程である「コンプライアンスの手引き」では、会社情報の適時開示に関し、次のことを表明しています。「株主、投資家などのステークホルダーならびに広く社会に対して、会社情報を正確、かつ迅速に開示します。」

(2) 適時開示に係る社内体制

会社情報の管理に関しては、1989年に内部者取引管理規程を制定して、内部情報(インサイダー情報)および内部者取引(インサイダー取引)を金融商品取引法等法令および上場証券取引所規則に基づき、厳格に管理しています。内部情報は、発生、決定または確定した時点で、管理対象となることを明らかにするとともに、法務担当役員を内部情報取扱責任者として、役員および社員に対して内部情報の守秘義務の発生と、外部関係者に対する情報開示時の秘密保持要請義務を課しています。また、内部情報の公表には、法務部との事前協議も義務付けています。

(3) 会社情報の管理状況

内部情報取扱責任者である法務担当役員が会社情報を一元的に管理し、報道機関に対する公表を統括しています。また、法務担当役員を証券取引所に対する情報取扱責任者として届け出ています。また、適時開示運用基準を制定して、内部者取引管理規程に定める内部者情報を新聞発表する場合の要領について定め、会社情報の正確、かつ迅速な開示をはかっています。

(4) 情報開示の流れ

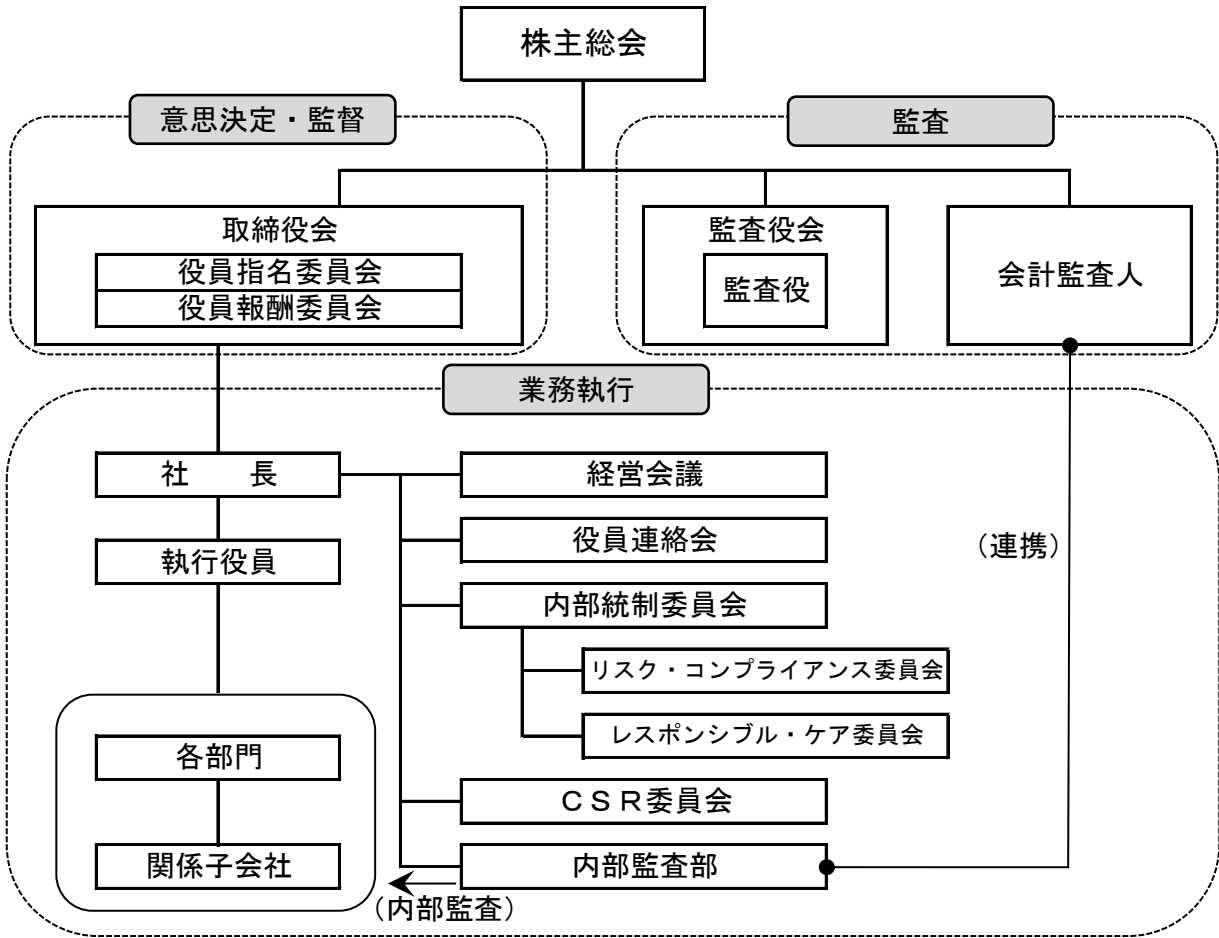
- 1) 内部情報発生または発生予想(重要決定事実:決裁または内諾時点 / 重要発生事実:当該事項発生時点 / 決算情報:確定時点)
- 2) 各主管部(連結子会社含む)から法務担当役員(情報取扱責任者)への事前通知および取締役会への付議・報告
- 3) 内部情報取扱責任者(法務担当役員)による内部情報および開示手続きの確認
- 4) 適時開示

(5) 適時開示根拠規程

- 1) 住友精化グループ行動憲章
- 2) コンプライアンスの手引き
- 3) 内部者取引管理規程
- 4) 適時開示運用基準

なお、適時開示体制(模式図)は別添(2)のとおりです。

【別添 1】 内部統制システム模式図



【別添2】適時開示体制の模式図

